

子どもはぐくみ医療を受給されている方へ 令和6年4月からの新制度の受給者証はお持ちですか

令和6年4月1日の小松島市子どもはぐくみ医療費助成制度の制度改正により、4月診療分から、一部自己負担(1レセプトあたり600円まで)が撤廃されました。この改正にともない、平成18年4月2日から令和3年4月1日までに生まれたお子様がいらっしゃる受給者の方へは、3月下旬ごろに新様式の受給者証を送付しています。また、令和3年4月2日以降に生まれたお子様については、お子様の3歳到達時期に合わせ、個別に新様式の受給者証を送付しています(ただし、他の自治体から小松島市にお子様が入転された場合は、受給者証の交付を受けるにあたり申請が必要です)。

8月現在において、8月1日までに3歳となったお子様のもとへは新様式の受給者証を送付していますが、もしお手元に受給者証が見当たらない場合は再交付できますので、下記までお問い合わせください。旧制度での古い受給者証は使用しないようお願いいたします。

なお、改正後の制度内容について、詳しくは市ホームページ(右記QRコード参照)をご覧ください。



問 市保険年金課 子どもはぐくみ医療担当(市役所1階④番窓口)

☎32・4120/FAX35・0173

✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

国民健康保険プレ特定健診のご案内

若いうちから生活習慣病の予防等を目的にした健康診断を受けて、体の状態を確認しましょう。



対象者 小松島市国民健康保険に加入している今年度35歳から39歳になる方(昭和60年4月1日から平成2年3月31日までに生まれた方)

費用 1,000円(自己負担金)

申込方法 対象の方には7月に受診券を送付しています。受診券に同封の案内をご覧ください。

健診内容 問診、身体計測、尿検査、血圧測定、血液検査(肝機能検査・腎機能検査・血中脂質検査・糖代謝検査・貧血・尿酸)、心電図検査など

問 市保険年金課 国保担当(市役所1階⑤番窓口)

☎32・2113/FAX35・0173

✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

令和7年度一般コミュニティ助成事業事前相談を募集中

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの収益を財源に、社会貢献広報事業として、コミュニティ助成事業を実施しています。

地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることを目的として、地域で行う事業、活動に必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備等に対して助成します。

次年度事業の実施については、例年9月頃に自治総合センターから発表されますが、発表から申請期限まで日数が短く、申請団体の準備期間が少ないことが予想されますので、申請を希望する場合は事前にご相談ください。

なお、当該事業が実施されない、または条件等に変更が生じる可能性もありますので、あらかじめご承知ください。

すでに令和6年度の受付は終了しています。

■対象団体 市が認めるコミュニティ団体
※自治会、町内会等の地域に密着して活動する団体

■対象になる条件

コミュニティ活動に直接必要な設備・備品の整備(例：神輿、太鼓、テント、草刈り機、ヘルメット、会議用テーブル、簡易倉庫等)

■助成金額 (10万円単位)
100万円から250万円まで
(対象事業費の全額)



令和5年度の実施例
(簡易倉庫、草刈り機等)



問 総務課 ☎32・2123/FAX33・3253

✉ soumu@city.komatsushima.i-tokushima.jp

問 〓 お問い合わせ先



2024年(令和6年)8月5日
広報こまつしま

小松島市役所 代表☎32・2111 〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号
電話番号に市外局番の記載がない場合、市外局番は「0885」です。